

質疑・回答書

告示番号	件 名	原田神崎川線(赤穂橋交差点)詳細設計委託
No	質疑事項	回 答
1	<p>・積算について</p> <p>設計書P. 3～4(業務費内訳書)には設計業務の電子成果品作成費が記載されておりますが、設計書P. 27(経費一覧表)には「電子成果品作成費を計上しない」と記載されております。 本業務には設計業務の電子成果品作成費を計上しないものと考えてよろしいでしょうか。計上されている場合は、適用されている積算基準をご教示願います。</p>	<p>本市では電子成果品としての納品をおこなっておりませんので、電子成果品作成費として印刷製本費を計上しております。なお、印刷製本費は設計業務の直接人件費の1.33%としており、1,000円未満を切り捨てています。</p>
2	<p>・積算について</p> <p>設計書P. 3(業務費内訳書)、設計書P. 26(経費一覧表)には「測量業務の電子成果品作成費を計上しない」と記載されております。 本業務には測量業務の電子成果品作成費を計上しないものと考えてよろしいでしょうか。計上されている場合は、適用されている積算基準をご教示願います。</p>	<p>本業務では測量業務の電子成果品の作成は不要なので計上しておりません。</p>
3	<p>・業務内容について</p> <p>設計書P. 10(第6号内訳書)、設計書P. 22(第11号代価表)に記載されている「関係機関打合せ協議」の具体的な協議先と開催予定時期をご教示願います。 また本業務にて想定されている「関係機関打合せ協議」の協議先や回数、当初設計書・業務委託仕様書で想定されている回数より増える場合は、契約締結後に必要に応じて設計変更の対象となるでしょうか。ご教示願います。</p>	<p>協議先は豊中南警察署、NTTとなります。協議時期は別途協議します。 打合せ協議の回数に増減が生じた場合は必要に応じて別途協議します。</p>
4	<p>・積算について</p> <p>本業務の「打合せ等」については、平成30年度 大阪府都市整備部 建設工事積算基準(測量・地質調査・設計業務等委託編)「第2編 第2章 土木設計業務等標準歩掛等 第1節 共通 1-1 打合せ等」を適用して算出するものと考えてよろしいでしょうか。異なる場合は、適用されている積算基準をご教示願います。</p>	<p>質疑内容に相違ありません。</p>
5	<p>・積算について</p> <p>業務委託仕様書P. 5～P. 6「5. 成果品」の項目に、成果品の印刷製本に係る部数の記載がございます。 本業務においては、印刷製本費等の費用を別途計上されているのでしょうか。計上されている場合は、適用されている積算基準をご教示願います。</p>	<p>本市では電子成果品としての納品をおこなっておりませんので、電子成果品作成費として印刷製本費を計上しております。なお、印刷製本費は設計業務の直接人件費の1.33%としており、1,000円未満を切り捨てています。</p>